

1ヶ月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。
限度額は、所得区分に応じて設定されます。

■ 自己負担限度額(月 額)

70歳以上の方(後期高齢者医療制度で医療を受ける方を除く)

区 分		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)
3割負担		44,400円	80,100円 ※1 総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算
2割負担 ※2	一 般	12,000円	44,400円
	非課税世帯 低所得者 II	8,000円	24,600円
	低所得者 I		15,000円

※1 過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費の該当があった場合、4回目以降の自己負担限度額になります。

『低所得Ⅱ』…………… 国保世帯の世帯主及び世帯員全員が市県民税非課税である方

『低所得Ⅰ』…………… 国保世帯の世帯主及び世帯員全員が市県民税非課税であって、その世帯の所得がない世帯(年金は80万円以下)に属する方

※2 昭和19年4月1日以前生まれの方は1割負担(特例措置)

※確定申告をされていない方など、所得の確認の取れない場合は「一般世帯」の扱いとなります。